

令和5年10月17日（火）

於・農林水産省第3特別会議室

第213回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後3時29分 開会

○望月林政課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
す。

本日の司会を務めさせていただきます林政課長の望月でございます。よろしく願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中12名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

お手元に参考1として林政審議会委員名簿を配布しておりますが、本日は小野委員、河野委員、小山委員、佐藤委員、中崎委員、日當委員、福島委員は御欠席となっております。また、丸川委員は16時頃にオンラインで御出席いただく予定ですので、合計13名の委員の御出席を予定しております。

林野庁の出席者につきましては、お手元の参考2、林野庁名簿を御覧いただければと存じます。

それでは、ここからの議事進行は土屋会長にお願いしたいと思います。

土屋会長、よろしくお願いいたします。

○土屋会長 皆様、改めまして、こんにちは。

今日は少し午後の遅くからの会議になりますが、よろしくお願いいたします。やっとなんか秋めいてきましたけれども、まだちょっと暑いですね。

それから、今日は今御報告ありましたように、実は過半数ぎりぎりのところですが、皆さん、多分お忙しいことで御欠席というのが増えてしまっていると思うんですが、事前に御連絡しましたように、欠席の場合でも御意見を意見書という形で提出いただくことで欠席の分を補うことはできるようになっておりますので、もし欠席の場合はその機会を是非お使いいただけたらありがたいと思っております。

逆に、出席数が少ないということは出席した皆さんの発言チャンスが増えるということですので、是非積極的に御発言いただければありがたいなと思っております。

それでは、ちょっと長くなりましたけれども、早速審議に入りますが、その前に恒例の、青山林野庁長官の方から御挨拶をお願いいたします。

○青山林野庁長官 皆さん、こんにちは。林野庁長官の青山でございます。林政審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙のところ、またオンラインによる御参加も含めまして、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題でございますけれども、前回の林政審議会において御審議いただきました次期の「国有林野の管理経営に関する基本計画」の策定について、引き続き御議論いただくことになっております。今回は、前回お示ししたポイントや皆様から頂きました御意見を踏まえまして本文を作成しておりますので、御審議をお願いしたいと思います。

また、このほか今月は「都市（まち）の木造化推進法」に基づく「木材利用促進月間」でございます。農林水産省等における各種取組でありますとか、10月11日に開催されました花粉症に関する関係閣僚会議で取りまとめられました「花粉症対策初期集中対応パッケージ」などについて報告させていただきます。

本日につきましても長時間になりますが、委員皆様から忌憚のない御意見を賜ればと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○土屋会長 ありがとうございます。今長官の方からお話がありましたように、今日は主に国有林野の基本計画を審議することになりますけれども、ほかにもかなりホットな話題が幾つかありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

カメラ撮りは、もういいんですかね。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

今日の主な議題は、「国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について」です。

この件については、前回の9月の審議会で事務局の方から、これまでの計画の取組実績だとか、それから今度の新しい計画の策定方向等について説明があったところです。国有林、毎年報告がある「国有林ミニ白書」についても同時に御説明をして、ある意味で立体的に皆さんの方でも御理解をすることが可能になったのではないかと考えております。ミニ白書の方は既に答申をしたところですが、今度は——今日、もうここにありますね。こういう形でもうミニ白書の方は印刷されておりますけれども、ミニ白書はまた次の基本計画に基づいて毎年毎年その実績の報告があるわけですが、その前の基本計画についての審議になります。

基本計画の素案が今回出てまいりましたので、それについて審議を行いたいと思います。

それから、これも長官の方から御説明ありましたが、その他の議事として、「木材利用促進月間における普及啓発」と「花粉症対策初期集中対応パッケージ」についても御説明を受けて

から質疑をすることになろうかと思えます。

それでは、まず初めに「国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について」ということで、経営企画課長の眞城さんの方から御説明をお願いいたします。

○眞城経営企画課長 経営企画課長の眞城でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。着座で説明をさせていただきたいと思えます。

国有林野の管理経営に関する基本計画の素案ということでございます。資料は1-1から1-3までございますけれども、1-1が概要、それから1-2が新旧対照表、1-3が参考ということになってございますけれども、この1-1の概要で説明をさせていただきたいと思えます。あわせて、先ほど会長から御紹介がございましたけれども、9月の林政審で御審議いただきましたミニ白書につきまして、ちょうど今日、印刷出来上がってございましたので、参考で配布をさせていただいております。御参照いただければと思えます。

それでは、資料1-1をお願いいたします。

開いていただきまして、2ページ、それから3ページですけれども、9月の林政審の資料を一部おさらいで付けさせていただいておりますが、2ページ、左上の一つ目の丸にありますとおり、基本計画は、基本方針その他の基本的な事項を明らかにするために5年ごとに定める10年の計画ということでございまして、次のページの3ページでございますけれども、こちらも先般御説明させていただきましたが、スケジュールということで、左側の下の方でございますけれども、9月の林政審議会の御議論の後、本日、10月につきましては素案という形で御説明をさせていただいた後に、11月にパブリックコメント、それから12月には御答申いただき、計画を決定させていただきたいというスケジュール感でございます。

それから次のページ、4ページ、5ページをお開きください。

こちらは、全体の構成ということでまとめさせていただいております。左側が全体構成で、これは国有林野の管理経営に関する法律に規定されている七つの計画事項に沿って、1の基本方針から7のその他の必要な事項までの構成、それから、右側にはその各項目におきまして主な記載事項を整理・記載をしております。それぞれの具体的な内容については、次ページ以降で御説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、6ページをお開きください。

ここからは具体の記載でございますけれども、まず6ページ以降の資料の構成を御説明させていただきますが、基本的には三段構成になってございまして、一番上のところが「策定の背景」ということで、これは先般も御説明させていただいた部分でございますが、関連する情勢

変化や閣議決定事項文書ということ、次に、委員の皆様からの御意見を掲載させていただいて、そういったことを踏まえまして、一番下のところに次期の計画では、こうしました、こうしたいということを書き記述させていただいている、そういった構成になってございます。

それでは、中身の方に移らせていただきたいと思いますけれども、6ページ、これは具体的に記載事項の「はじめに」の部分でございます。

背景といたしましては、1ポツ目、国有林野事業が一般会計で実施する事業に移行してから10年を経過したこと、それから2ポツ目、森林・林業基本計画において、国有林野は、組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくとされているところであります。また、委員の方から御意見、国有林は日本の林業のフロンティアとして取り組んでもらいたいということをお願いしたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、次期案ということで、アンダーラインのところは主な新たな記述であるとか修正点等というところではありますが、次期案で、まず2段落目のところですが、国有林野事業につきましては一般会計に移行し、公益的機能の発揮に向けた適切な施策などを推進してきた中で、次の3段落目に移りまして、国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止等の面が大きく、今後も公益的機能の維持増進を図っていく必要があると、また、民有林において、森林経営管理制度であるとか、森林環境譲与税などの取組が進められている中で、民有林行政に対する技術支援などが求められているということ、それから、その下の4段落目でございますが、これらを踏まえて、国有林野事業は公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていくこととしているところでございます。

7ページでございます。

まず一つ目、国有林野の管理経営に関する基本方針の中の（1）公益重視の管理経営の一層の推進の部分でございます。

背景といたしまして、一つ目、花粉症対策の全体像において、国有林においても伐採・植替え等を加速化していくこと、それから二つ目、森林・林業基本計画において、面的複層林施策などの先導的な取組を進めるとされているところでございますが、こうしたことを踏まえまして、案といたしまして、これはアという項目で「重視すべき機能に応じた管理経営の推進」、その中の「①機能類型区分に応じた森林施策等の推進」ということで、これ1段落目でございますけれども、3行目ではありますが、括弧書きの部分が主ですけれども、長伐期化や複層林化、

それから針広混交林化などを引き続き進めるとともに、花粉発生源対策の加速化を明記して、それから最後の行に移っていただきますけれども、国有林野事業においては、これらの取組を通じて、森林・林業基本計画で定められた望ましい森林の姿への誘導を先導的に推進することとしているところでございます。

続きまして8ページ目でございます。

これも項目として同じく（1）の公益重視の関係でございますけれども、その中で治山の関係になります。

背景といたしまして、一つ目、国土強靱化基本計画において治山対策を推進して地域の安全・安心を確保する。また、山地災害の激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえて、治山対策を推進するとされていること。その次、令和4年度森林及び林業の動向の方ですけれども、こちらの方で、森林の持つ山地災害防止機能と土壌保全機能は生態系が災害リスクを低減する機能そのものであり、治山対策等による森林の機能の維持・向上はEco-DRR——生態系を活用した防災・減災でありますけれども、それやグリーンインフラの考え方にも符合する取組であるとされていること、さらに、その下ですけれども、森林・林業基本計画において、治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組に努めるとされているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、案の1段落目でございますが、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえて、治山対策を推進する。具体的には、3行目になりますが、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、治山ダムの配置等を推進すると、それから、その4行目のところ、その際、Eco-DRRやグリーンインフラといったことも踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努めるとしてございます。

それから2段落目ですが、大規模な山地災害が発生したときの対応として、ヘリコプターやドローンなどを活用した被害調査や専門技術を有した職員を派遣するなど、民有林への支援も含めた迅速な災害対策にも取り組んでいくとしてございます。

それから、9ページにお移りください。同じ項目の中の路網整備の関係でございます。

背景といたしましては、森林・林業基本計画におきまして、林道と森林作業道を組み合わせた路網の整備を引き続き進めるとされているとともに、災害の激甚化などを踏まえて、排水機能の強化などにより、路網の強靱化・長寿命化を図るとされているところでございます。また、前回、委員から、林道については新設だけではなく、改良といった観点も必要との御意見も頂いたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、路網整備の推進といたしまして、1段落目、これは2行目ですけれども、林道及び森林作業道について引き続き整備を推進するとともに、2段落目、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応することとさせていただきます。

次に、10ページでございます。これも同じ項目の中の地球温暖化対策の関係でございます。

背景といたしましては、地球温暖化対策計画において、間伐に加え、成長の旺盛な若い森林を確実に造成していくとされているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、次期案では、1段落目でございますけれども、我が国がカーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な森林整備や木材利用などに取り組むこととしている中で、2段落目、国有林野事業におきましては、引き続き適切な間伐や木材利用の推進を図るとともに、エリートツリーなどの再生林等による成長の旺盛な若い森林の造成に率先して取り組むこととさせていただきます。

続いて11ページでございます。こちらは、生物多様性保全の関係でございます。

背景として、生物多様性国家戦略におきまして、30by30目標を達成するために、国立公園などの保護地域の拡張であるとかOECMの設定・管理を進めるとされているところでございますが、前回の林政審におきまして、保護地域としての保護林の拡大や国立公園などへの協力が重要であり、また林業をしながら生物多様性を維持していくことが重要という御意見を頂いたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、案では、1段落目の2行目でございますけれども、ネイチャーポジティブ実現に向けた30by30目標などが掲げられた生物多様性国家戦略に基づいて、生物多様性保全の取組を推進していく必要があるという中で、2段落目、国有林野事業におきましては、保護林や緑の回廊の適切な保全・管理や、主伐や再生林などの施業現場における生物多様性への配慮などに取り組むことといたしまして、3段落目、特に針広混交林化、複層林化、長伐期化、森林のモザイク的配置などにより、生物多様性の保全に努めるということとさせていただきます。

また、4段落目、30by30目標の達成に向けましては、国立公園などの新規指定等に適切に対応するとともに、OECMの設定等に適切に対応するということとさせていただきます。

それから12ページ目は、(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献のパート、これは民有林への貢献といった観点での部分でございますけれども、背景といたしまして、これも森林・林業基本計画におきまして、これは再掲になりますけれども、国有林は、その組織・技術力・資

源を生かして民有林に係る施策を支え、全体の推進に貢献していくとされているとともに、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を目指す取組を展開するとされているところでございます。

また、3ポツ目でございますけれども、令和5年度の森林及び林業施策におきまして、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築が必要となっているとされているところである中で、これも再掲でありますけれども、前回の林政審で、国有林がフロンティアとして取り組んでもらいたいということと、再造林ができるよう、山元の収益性を高めることが必要である。また、国有林のフィールドで開発を進めて、幅広く普及してほしいといったような御意見を頂いたところでありまして、こういったことを踏まえまして、案で、これは1行目のところでございますけれども、民有林関係者と連携を図りながら、民有林に係る施策を支え、施策全体の推進に貢献していく。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向けて、特に次に掲げる取組を推進する、とありますけれども、この次に掲げる取組は、また次ページ以降、ア、イ、ウ、エということで御説明をさせていただきたいと思いますが、その前に3段落目のところで、これらの取組に当たってはということで、自然条件や社会的条件から林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、主伐・再造林などの主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進めるということとしてございます。「特に効率的な施業を推進する森林」につきましても、後ほど、15ページですけれども、また改めて説明をさせていただきます。

それでは、13ページにお移りください。先ほどの「次に掲げる事項」ですけれども、まず一つ目、アで、「新しい林業」の実現に向けてということですが、1段落目、これは3行目でございますけれども、林業の省力化や低コストなどに資する技術開発・実証を推進し、まずは国有林野事業において自ら実用化を図り、効率的な施業を推進するということと、2段落目、特にエリートツリーなどの新しい手法を事業で活用することや、レーザ計測やドローンなどの活用に積極的に取り組むこととしており、またさらに3段落目で、こうした成果については、現地検討会やホームページを通じまして、民有林への普及・定着に取り組むということとしてございます。4段落目で、「加えて」ということで、工程管理の方法であるとか改善、そういうことで生産性向上に効果的な手法についても普及を図ることとしてございます。

また、意見のところでありましたプライスリーダーというところでございますけれども、い

わゆる寡占市場で影響力を発揮するというものではございませんけれども、生産性を向上させることなどによって立木価格の向上にもつなげていきたいということでもあります。

次に、イのところの林業事業体・林業経営体の育成ということで、まず1段落目、林業事業体の関係ですけれども、林業従事者の確保等に資する観点から、安定的な事業発注に努めるとともに、総合評価方式や複数年契約などによって育成に取り組むということ、2段落目につきましては、林業経営体の育成を図るためということで、樹木採取権制度の適切な運用であるとか、林業経営体の受注機会の拡大の配慮、さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組むということとしてございます。

それから、14ページは（2）のウになりますけれども、市町村の森林・林業行政に対する支援ということで、森林経営管理制度の取組が進む中で、フォレスターなどを活用しつつ、ニーズに応じて、研修への市町村職員の受入れであるとか、また森林の取扱い手法の普及など、市町村に対する支援に積極的に取り組むということでございます。

最後、エでございますけれども、これは森林・林業技術者への支援ということで、これは大学などへのフィールド提供等を通じて技術者の育成を支援するとともに、従事者の育成に向けた林業大学校などへの講師派遣等に努めるということでございます。

これらのア、イ、ウ、エの取組に当たりましては、特に効率的な施業を推進する森林を設定して、効果的に進めていくということも考えてございまして、先ほど申し上げたとおり、15ページで少し整理をしております。

次の15ページをお開きください。

こちらにつきましては、現状と対応方針のところでございますけれども、若干繰り返しになるところもございますが、2ポツ目の「新しい林業」の実現に向けた取組の展開等が課題になっている中で、矢印の下の囲みでございますけれども、「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や民有林関係者への普及、担い手育成などの取組を効果的に進めるため、条件の良い人工林を特定して取組を進めたいと考えているところでございますが、具体的には左の中の点線の囲みですけれども、上のところの矢印ですが、水源涵養タイプの人工林のうち、林道などから近く、地位が高く、それから傾斜が比較的緩い森林を選んで、その下の矢印、各森林管理局で定める地域管理経営計画などに当該森林を位置付けて公表した上で、左下の実線の囲みでございますけれども、まずポツの一つ目、造林の省力化・低コスト化など効率的な施業や、現地検討会を通じた民有林への支援であるとか、二つ目、事業発注を通じた林業事業体の育成、その下、樹木採取権による林業経営体の経営基盤の強化や分収造林を活用した経営規模拡大の

支援などに取り組んで、右下の一番下のところの囲みですけれども、こうした取組を通じまして、地域の国産材の安定供給体制の構築や将来的な森林吸収量の確保・強化にも貢献していきたいと考えているところでございます。

これが参考の説明でございます。

16ページにお移りください。次に、(3)の国民の森林(もり)としての管理経営ということでございますけれども、こちらにつきましても、前回の林政審で情報発信に当たっては動画やSNSの活用など工夫が重要という御意見を頂いたところでありますが、こうしたことを踏まえまして、案では、多様な情報の受発信ということで、SNSなども活用して、国有林野事業の実施に係る情報の開示等を通じ、情報の提供や普及・啓発に努めるということとしてございます。

それから、次は17ページでございます。今度は2番の「国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項」ということでございます。

その中で「森林の巡視、病虫害の防除などの保全管理」というパートでございますけれども、背景といたしましては一つ目、ニホンジカの生息状況といたしまして、分布域が拡大していること、また、二つ目、森林・林業基本計画において、効果的かつ効率的な捕獲を進めるとされているところでございますが、前回の林政審で委員の方から、シカの被害が非常に大きくて、生息状況や被害状況を把握しながら対策を進める必要があるという御意見を頂いた中で、計画案でございますけれども、2段落目のところですが、特に深刻な状況にあるシカなどの野生鳥獣による森林被害について、生息状況や森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、地元の行政機関、狩猟者団体などと協力して効果的・効率的に捕獲等を総合的かつ効果的に推進するということとしてございます。

それから18ページ、今度は3番、「国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項」ということで、そのうち(2)の「国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献」であります。背景といたしましては、こちらも先ほどの再掲でございますけれども、世界的な木材需給の変動など情勢が複雑になって、海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築が必要とされていること、それから、林政審におきまして、山元へお金を返しながら再生林ができる状況を実現するためには、流通・加工などを含めた総合的な施策が必要といった御意見を頂いております。

そのような中で、下の案ですが、2段落目、国有林野事業においては、国産材の安定的・効果的な供給体制の構築に寄与するよう努めることとし、3段落目、具体的には、素材の販売に当たって、木材市場等を活用するとともに、国産材の需要拡大に取り組む工場などへ直送する

「システム販売」に引き続き取り組むということ、4段落目、主伐材の立木販売による供給についても、効果的な供給に努める。加えて、樹木採取権制度の活用も図るところでございませう。

5段落目でございますけれども、これらの取組を通じまして、森林・林業基本計画に掲げる国産材の供給量の拡大に貢献していきたいと考えてございませう。

最後の段落ですけれども、供給調整の関係でございますが、木材需給が急変した場合には、一定のシェアを有している国有林野事業の特性を生かして、供給調整機能を発揮することとして、これは令和2年度のコロナでありますとか、3年度のウッドショックの際に取り組んで一定の評価を頂いております立木販売の公告延期でありますとか、その逆の前倒し販売でありますとか、そういった取組の内容を記載させていただいておりますところでございます。

続きまして、19ページでございます。国有林野の活用の部分でございますけれども、背景といたしまして、これも基本計画におきまして、再生可能エネルギーについて、森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ対応するとされているということで、このことを踏まえて次期計画案では、1段落目、国有林野の活用に当たって、地域における産業の振興、住民の福祉の向上などに資するよう積極的に推進するということをしている中で、2段落目、再エネ発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに、地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る、それから、貸付け等手続きマニュアルに基づいて、手続の迅速化・簡素化等に努めるということとしてございませう。それから、3段落目ですけれども、活用については、各種法令に基づく許認可等の確認などにも適切に対応することとしてございませう。

20ページ目でございます。これは新しく制度がスタートしたものでございませうけれども、そういったものも含めた、国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる国有林野の整備ということで、その一つ、法務省所管でございますけれども、相続土地国庫帰属制度がスタートしたということで、案でございますけれども、この国庫帰属制度への対応として、申請があった土地のうち森林については法務局による要件審査に協力するとともに、帰属した森林については、巡視などの管理などを行うこととしてございませう。

続いて、21ページでございます。これは6番の国有林野事業の運営に関する事項のパートでございますけれども、こちらは前回の林政審でも、国有林の債務返済に関連して、ポツ一つ目、これも再掲の部分でありますけれども、山元の収益性を高めることが必要ということ、それから二つ目、流通や加工などを含めた総合的な施策が必要との御意見を頂いたところであります

が、こうしたことを踏まえまして、次期案ということで、計画的かつ効率的な事業の実行において、1行目でありますけれども、国有林の債務について、令和30年度までに着実に処理するとしている中で、6行目に飛びますが、立木価格の向上等につながる生産性向上や造林の省力化・低コスト化を推進するとともに、「システム販売」などを通じた国産材の需要拡大にも努めるということとしてございます。

それと、右側に参考といたしまして、「国有林における販売単価の推移」を記載してございますが、国産材全体の需要が増加している中で、見ていただくと傾向が見えるかと思いますが、中長期的には緩やかながら上昇傾向にあるというふうに捉えてございます。

なお、委員の方からの意見ということで、意見の3ポツ目にございますが、前回の林政審で会長ほかから、国有林の債務の返済試算について、情勢の変化を踏まえた現時点の見通しを示してほしいという御指摘を頂いているところでございますので、こういったことを受けまして、この右側の「販売単価の推移」などを踏まえてどのような見通しがお示しできるか、正に今検討中でございます。管理経営基本計画の御答申を頂く12月までには御説明させていただきたいと考えておりますので、その点よろしくお願いいたします。

それから、22ページでございますけれども、こちら6の(2)のところでございますけれども、まず背景として申し上げますが、森林・林業基本計画でも、リモートセンシングなどのデジタル技術が著しく進展していると。そういった中で、森林関連情報の把握などについても、こうした技術を適用して、効率的なものへ転換していくとされている中で、これは前回、森林管理のデジタル化をより一層推進していくことが必要といった御意見を頂いたところでございます。

こういったことを踏まえまして、案におきましては、デジタル化などによる業務の効率化の推進として、森林GISでありますとか、あとドローン、レーザ計測などの現場業務での活用など、職員が行う業務の効率化を推進するとしてございます。

それから23ページ、こちらが最後になりますけれども、7の「その他必要な事項」ということですが、そのうちの「(3) 東日本大震災からの復旧・復興」ということで、背景といたしましては、東日本大震災からの復興の基本方針において、福島などの森林・林業の再生に向けて、間伐などの森林整備、それから里山の再生に向けた取組を引き続き実施するとされているところでございます。

このことを踏まえて、案の2段落目になりますけれども、引き続き、NPOや企業などと連携して海岸防災林の復旧・再生に取り組むほか、3段落目の3行目になりますけれども、避難指示解除区域における森林・林業の再生に向けて、間伐などの森林整備とその実施に必要な放

射性物質対策、里山の再生に向けた取組を、これも引き続き実施するという事としてございます。

概要でございましたけれども、説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○土屋会長 かなり大部の説明をありがとうございました。

オンラインで御参加予定というふうに申し上げておりました丸川委員が先ほど途中から入られておりますので、丸川委員よろしくお願いいたします。

○丸川委員 よろしく申し上げます。大変失礼しました。

○土屋会長 いえいえ、よろしく申し上げます。

それでは、これから委員の皆様からの御意見、御質問をお伺いしたいと思います。今日は、いわゆる審議はこの1件ですので、比較的時間の余裕はありますので、皆さん、いろいろなところから御意見を頂ければと思います。ただ、もう次にパブコメにかかってしまいますので、大きな変更というのはなかなか難しい。ただし、実はそれについても今回の基本計画の変更だけではなくて、次の5年後の計画に向けて、若しくはその間の変更も少しずつあり得るわけで、そういうのに向けた御意見というのはここでもう決まっちゃうところなんだからやらないよねというふうにはならないと思いますので、是非その辺のところもよろしく申し上げます。

それから修文上の、これは文章上おかしいんじゃないかというのは、国民に示すものですから、もしもありましたら、それも含めて頂ければと思います。

それでは、先ほども申し上げましたが、事前に欠席の委員の方からは御意見、御質問等を出してくださいということをお願いしていました。それに対しまして、日當委員の方から、今日御欠席なわけですけれども、意見書を提出していただきました。日當委員、御欠席ですけれども、どうもありがとうございました。冒頭にそれを私の方で読み上げさせていただいて、それについての回答を頂いてから会場の皆さん、それからオンラインの皆さんに御質問、御意見を伺うということにさせていただきます。

それでは、読み上げます。日當委員からです。

「基本計画の策定について」という題です。「国有林が「国民の森林」としての役割を果たす見直しとなっていると思います。木材需給調整においては、広葉樹等の地域ニーズを踏まえた取組が適時適切に行われるように期待します。あわせて、意欲と能力のある林業経営体の起業・育成につながる取組にも期待します。また、発注者の立場として、請負事業者の災害防止活動が推進する取組にも期待いたします。」というものでした。これについて事務局の方から

御回答を頂けますか。

○嶋田業務課長 ありがとうございます。業務課長でございます。

今日の日當委員からの御意見について回答を申し上げます。

まず広葉樹のニーズの話でございます。資料1-2、新旧対照表ですけれども、これの20ページを御覧いただきたいと思います。こちらの下の方の箱の3の(1)の2段落目に、関連する記載がございます。広葉樹等の資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域のニーズを踏まえ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に取り組んでまいりたいという記述にしておりまして、地域ニーズを踏まえた取組を適切にやってまいりたいと考えております。

続きまして、意欲と能力のある林業経営体の起業・育成につながる取組についての御意見でございます。

資料1-1の13ページを御覧いただけますでしょうか。下の方のイの「林業事業体・林業経営体の育成」という項目がございますけれども、こちらの中で「事業発注者という特性を生かして、安定的な事業の発注に努める」、「樹木採取権制度の適切な運用に努める。」それから、「林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。」「分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組むこととする」ということを書いておりまして、御指摘、御意見のとおり、意欲と能力のある林業経営体に育成につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

それから、発注者として災害防止の推進に関して御意見を頂いております。同じ資料1-1の13ページ、イの1段落目になりますけれども、事業発注者という国有林野事業の特性を生かしまして、幾つか並んでいるうちの安全対策等について評価・加点する総合評価落札方式を通じて、安全の災害防止の事業体の取組を促すとともに、常日頃から署長等が労働安全対策に配慮した事業実行を指導する等によって、林業事業体——請負事業体の労働災害防止対策を推進してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、皆さんから御質問、御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。もうこれまでも、前回は議論をしたわけですし、その間にも意見を示す機会はあったと思うんですけども、それはそれとしてというんですか、またこの場でお伺いになったことや、そのときに一度やり取りはしたけれどももう一度というのも結構ですので、是非この場でいろいろ活発な議論ができるような御意見を頂ければと思っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ、飯塚さん。

○飯塚委員 東京チェンソーズの飯塚です。

それはそれというところで、あえて、前回オンラインで事前に御説明を頂いたときも質問させていただいた箇所なのですが、資料1-2の28ページの左側の最初の段落で、「立木価格の向上等に繋がる生産性向上や造林の省力化・低コスト化を推進するなど」という一文があるんですけども、搬出の生産性向上をすることによって立木価格が、利益率が一定なのであれば立木価格が上がる可能性があるというような、私の理解ではそういうふうには把握したんですけども、ちょっと立木価格の向上につながるのかなど。生産性向上ですとか、省力化というコスト化はもう大いに推進していただければと思うんですけども、プライスリーダーになってほしいというところに応えるために無理くり入れているような印象がちょっとございまして、この辺りもし明確に、そういうシステムでも確実に立木価格の向上につながっているんだよということがあれば、その辺の事情、私詳しくないので教えていただければ幸いです。

○土屋会長 ありがとうございます。今、もう手が挙がりましたから、立花さんの方からいきますか。立花委員どうぞ。

○立花委員 ありがとうございます。ちょうど今御指摘いただいたところと正に同じところを発言しようと思っております、資料1-1では21ページとなります。

まず一つ、今検討されているところだということだったんですけども、「情勢の変化を踏まえた現時点での見通しをお示しして」というところで、どんな形で示そうとされているのかという、現在の方向性について可能な範囲でお教えいただきたいと思いました。

あとは、この参考の図です。素材価格は上がっているんですけども、立木価格、立木販売についてはそれほど上がっていないという実態があったということになるわけですけども、飯塚委員のおっしゃったように、こういったことを踏まえながら、どういうふうにしてこの立木価格というのを上げる方向へと持っていくのか。何らかの形で具体性、この経験も踏まえながらお示ししていただければいいなと思いました。

その観点で一つ御提案というか、お願いがあるんですけども、立木販売等の価格については今年度からデータを開示していただくということになって、これは非常に重要な取組だと私は評価しているんですが、関連して、例えばサンプル的でいいですので、森林の態様や地形などがこういったところではこれだけの素材生産性だったというようなデータ、できれば費用面のデータを含めて開示するというのをお願いできないでしょうか。

是非この計画の中でそうしたことも含めていくと、国有林での取組がより民有林に対して波

及すると思えますし、お願いしたいなと思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。お二人の委員から具体的な、立木価格と素材価格の関係、それから立花委員の方から御提案も含めてありました。これについて事務局の方でお答えはいかがですか。

○嶋田業務課長 業務課長でございます。

立木価格をどう向上させていくのか。実際に、もう本当に向上するのかといった御意見だったというふうに理解しております。立木価格については我々、基本的に公売により、競争してもらって販売しております。これは国有財産の処分に当たるということで、適正な価格で販売しなければいけないということがマストでございまして、そういうやり方をしております。

したがって、相手がいることですので、ダイレクトに価格を一方的に上げるということではできないという仕組みではございます。

そういった中で何ができるかということでございまして、先ほど御意見の中にもありましたけれども、素材生産事業における生産性向上の取組というものを以前から進めております。こういった取組を通じて、立木を購入する業者に高く買ってもらえる能力を備えてもらうといったことをやっております。

また、今回お示しさせていただいておりますけれども、効率的な施業を推進する森林の区域というものを設定いたしまして、こういった中で有利な、自然的条件、社会的条件が有利な場所で、少しでも価格が、山元の収益性が高まるような施業というものをやっていくと。こういったことを通じて立木の価格をなるべく良いものにしていきたいということでございます。

あわせて、システム販売というやり方で需要も少しでも喚起するという。こういった方策を組み合わせながら対応していきたいと考えているところでございます。

○土屋会長 一番最後に立花委員の方から出た御提案については、何かコメントはありますか。

○眞城経営企画課長 その前に続きでよろしいでしょうか。立花委員の方から、債務の関係でどんな形で検討しているかということでございますけれども、正に今検討している段階でございますので、断定的なところは申し上げにくいところでございますけれども、まず、生産をしていく方向というようなことで言うと、森林・林業基本計画で国産材供給量を増加させるという目標、まずこれがあって、国有林のところでは一定のシェアを持って、また供給に貢献していくというのが一つベースになっていくと、収穫量も当然それに沿った形ということなんです。

さらに、単価については、今回参考で21ページに付けさせていただいたのが、傾向を見るた

めということで、緩やかですけれども、上昇傾向にあるということでございます。これは素材の方もそうですし、先ほど御指摘があったように、立木の方は傾きがそれより緩いわけでございますけれども。直近ではこの点線のところで、これは8月末ですけれども、非常に下がっている状況でございますが、今、この数日、数週間の状況でございますと、また価格の方も変化してございますので、そういったようなことも含めて、実際にどういうお示しができるかということ、また再来月でございますけれども、御説明の方をさせていただければと考えているところでございます。

○嶋田業務課長 素材生産等の費用のデータの開示の関係でございますけれども、山ですのでいろいろな条件がある。また、地域によっても木材の需給の構造、動向も様々ですので、データの扱い方というのはちょっと難しいかなと思いますので、示し方も含めてどういったやり方があるかというのは検討させていただきたいと思います。

○橘国有林野部長 すみません、補足させてください。

立木価格の向上と生産性向上との関係についてですけれども、国有林の主伐のやり方として、素材生産の請負という形で出している契約と立木販売で買っていただくという、その2種類があります。素材生産の請負をやっている業者さんが立木販売を買ってくれているという、その重なりが多いです。そういう背景の中で、今素材生産の請負している業者さんにいろいろ生産性向上の取組をしていただいているんですけれども、そういう取組をすることで、その方々の能力が上がれば、立木販売の価格というのは素材の価格から生産費を引いた価格なわけですから、生産費が小さくなれば、当然立木価格の分というのは高く入れていただけるだろうというようなことでやっていると。ただし、それが直結するものではないので、上がり方としてはどうしても緩やかになってくるのかなというふうに思っております。

その両者の関係について、国有林の発注と深く関連している部分がありますので、補足させていただきました。

最後、立花委員からの御指摘については、立木販売と違って、素材の生産については結構箇所をまとめて発注しているので、どの箇所で幾ら掛かっているかというのを分解するのが非常に難しい。5か所、10か所の箇所を足して、全部まとめて幾らですかという形で入札をして発注しているので、それを分解するのは難しいので、契約結果だけを公表しても、立木販売のように分からないという意味で、業者さんの協力を得なければいけないというところがありますので、立木販売よりは難しい点があることについては御理解いただいた上で、御意見踏まえて検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○立花委員 どうもありがとうございました。ちょっと追加で発言させていただきたいんですけども、ある県の県営林管理経営評価委員会委員を10年しているんですけども、そこでは素材生産の生産性に関するデータを取集していて、年々よくなるような取組へとつなげています。何かそうした改善や向上に向けた取組が目に見えるような形になると、よりいいと思いますし、それを開示していくことによって、地域において全体的に底上げしていくという期待があります。

以上です。

○橘国有林野部長 それについてももう一度お話しさせていただくと、我々も内部的には各署の代表的な業者さんに協力を依頼して毎年出してもらってしまして、そこで生産性がどのくらい上がっているか、あるいは下がったりしていないだろうなというようなところはかなりチェックはしているので、内部的には持っているんですけども、それが業者さんの協力でどこまで公表していいかというところについて、検討させてください。

○立花委員 ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今のやり取りで、かなり現状把握と課題が浮かんできたんではないかと思います。引き続き御検討をよろしくお願いいたします。

今の話題に続けてもよろしいですし、またほかの話題でも結構ですので、いかがでしょうか。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 素朴な疑問になります。「特に効率的な施業を推進する森林」の記述がありますが、対して「持続的な林業生産活動に適さない森林」についても、記述できる可能性はあり得ますでしょうか。国有林は日本の林業のフロンティア的な役割を果たすことが求められることから、例えば、生産効率の悪い森林をいかに複層林化していくかというモデルもあり得るかと思えます。複層林化は、技術的にも結構難しいと聞いております。「特に効率的な施業を推進する森林」を取り上げると同時に一方で、「非効率的な施業の森林」に対応したモデルケースについても、将来的に取り上げてご記述いただくことは可能でしょうか。

○土屋会長 いかがでしょうか。

○眞城経営企画課長 今委員から御指摘いただいた部分で、実際に、例えば林道からの距離であるとか傾斜であるとか、そういった所を一つのエリアとして囲うと、そこは効率的に施業ができる可能性が非常に高いということで、おっしゃるとおり、そのほかの地域でどうしていく

のか、ほかのエリアでどうしていくのかということは、これも御指摘のとおり、例えば複層林であるとか、そういった、いわゆる単層林を繰り返して林業的にやるような所ではないやり方も視野に入れてやっていくんだろうというイメージで検討しているところでございます。

モデルというか、そもそも複層林の施業については林業全体の中で国有林が率先してやっていくということの趣旨で取組を進めているところでございますので、そういった一連の中でも何かしら地域に普及するような形でお示しができればということも含めて、トータルで取組を進めさせていただきたいと考えてございます。

○斎藤委員 ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。今、「特に効率的な施業を推進する森林」のところに関連した御質問が出たと思うんですけども、1-1の15なんですけれども、そこで少し私の方から質問というんですか、もしも教えていただければという話なんですけど、今のところの御説明だと、まだ具体的にどういうスケジュールで、どのぐらいの量をやるというようなことは、これでは分からないんですけれども、その辺のところでもう少し具体的な何かお示しできることはありますか。少なくともスケジュールはどうなっていますか。

○眞城経営企画課長 実際に準備はしているところでございまして、今検討中でございますけれども、スケジュールなどの一定程度の目安がどのくらいかということ、想定ではございますが、実際に各局で設定をする計画ということと言うと、一斉で変更していくということを手続的なところで考えています。

また、いろいろな条件ということ踏まえたときに、対象は水源涵養タイプの人工林なんですけれども、全部で大体170万ヘクタールくらいですが、今の検討状況でございますけれども、おおむね3分の1ぐらいがこのエリアの規模感ではないか、そのようなところでのイメージの中でまた詰めをやっていく必要があると思っています。

○土屋会長 ありがとうございます。またもう少し具体的になりましたら、逐次御報告いただければありがたいなと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。吉川委員どうぞ。

○吉川委員 引き続き「効率的な施業を推進する森林として設定・公表」というふうに書かれているわけですが、これは国有林だけのものと解釈してよろしいのでしょうか。

それから、これを民有林にまで広げていくとする場合、今、日本全体で約1,000万ヘクタールの単層林、人工林があるというのを660万ヘクタールまで減少させるとすると、残りの340万ヘクタールですか、これが要するに林業に適していない単層林であると考えられることになると思

うのですが、民有林についてもこういうゾーニングを進めていくのかお聞きしたいと思います。

また、各局毎に効率的な施業ができる森林かどうかを判定するというふうにおっしゃっていたと思うのですが、これは北海道と紀伊半島や九州では条件が全く違うわけで、斜面の斜度や様々な条件も違う中で、これを一つの基準で当てはめていくと全くおかしいことになってしまうのではないかと思います。民有林も含めて全体でどういうふうにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○眞城経営企画課長 ありがとうございます。

まず、今御説明申し上げております「特に効率的な施業を推進する森林」は、国有林のところで考えているものでございます。

一方で、民有林の方では「特に効率的な施業が可能な森林」ということで進めているところですけども。

国有林の話を上申しますと、条件ということで、これは今いろいろな調査簿などに記載されているものから、傾斜とかそういうものを踏まえて一定程度のエリアを拾っているわけですが、これは御指摘のとおり地域によって相当違ってきますので、平均傾斜も違いますので、そういったところで地域の状況に応じた形で設定のところの目安のところは変えていく必要があるだろうということで、そこはこまめに対応していくということでございます。

また、国有林の外に広げていく話はそもそもこのエリアで効率的な施業をしていくということ、これはエリアの設定のみならず、その中でどういった施業ができるか、やっているか、そういったことを普及することも含めて取組を進めていく。その中心的なエリアということで検討を詰めていると、そんな状況でございます。

○吉川委員 ありがとうございます。引き続きちょっとお話を伺いたいののですが、例えばいわゆる林業に適さない地域として設定・公表された場合に、民有林としては一体どうしたらいいのでしょうか。

また、効率的な施業というその内容ですが、集材方法によって異なるところであり、道の有無によっても条件が変わり、架線系でやれば効率的な場合や道が付いているから車両系機械での搬出が可能で効率的な場合など、山の状態、作業条件によっても変わってくることから、これを設定・公表して大丈夫なのか、ちょっと気に掛かる表現だと思いました。もちろん国有林の中だけであればいいのですが、それを広げていったときにどうなのか懸念されます。

それと、「新しい林業」という形で施策が進められていますが、この効率的な施業が推進できる森林でやれば、今取り組んでいる「新しい林業」のやり方でコストダウンし、林業が成立

するのか、その辺の見通しをぜひ示してほしいと思います。一番良い条件であれば、「新しい林業」によって林業が成立することを示すデータのものが早く出ることを期待しております。

○橘国有林野部長 先ほどの回答がはっきりしなかったので伝わらなかったかもしれないんですけども、この取組自体は国有林の取組で、国有林の区域を特定して公表しようというものです。国有林で作っている計画を公表していますので、その計画で区域どりをすることだけなんですけれども、そういう意味ではこれと同じことを民有林でやるかということ、そこは国有林から答えるのも変ですけども、直接これと同じ取組をしているわけではないです。

ただ、民有林の方については、前回の森林・林業基本計画の議論を踏まえて再造林を推進していくため、市町村の方で、似たような名前なんですけれども、「特に効率的な施業が可能な森林」ということで、民有林は市町村がこれと似た区域を特定することになっていまして、その区域は何に使うかということ、森林経営計画の認定の際に、その区域に指定されている所は再造林を必須の要件にするというようなことで、主伐・再造林がペイするところという意味で市町村の方が区域特定をすることになっています。

そういう動きが順次、まだそんなに進んでいないんですけども、順次行われているので、そういう取組も促していく意味で国有林が自分の土地なので自分で決めて、ここで主伐・再造林をやれば効率的にできるんですよというのを見せていきたいと。そういう意味で進めようとしているところであります。

あと、作業システムとかの地域性の問題については正におっしゃるとおりなので、本庁で決めるのではなくて、各森林管理局・署の方で、その地域で使われている作業システムに適したものを考えて区域を特定してもらうことにしますし、林道についても、まずは現に林道が付いている所を条件でやりますので、林道の整備が進めば順次増えていくというようなことで指定を進めていこうというふうに考えております。

○土屋会長 ありがとうございました。今のやり取りでかなり深く、理解はかなり進んだという気がいたします。少し時間があると、こういうふうにやり取りができるのでいいですね。

ほかに同じような……、どうぞ松浦委員。

○松浦委員 同じじゃないんですけども。

○土屋会長 同じじゃなくていいです。

○松浦委員 すみません、松浦です。

資料1-1の22ページについてなんですけれども、森林管理のデジタル化をより一層推進していただけるということで、その方向を打ち出していただいております。それについて、ちょ

っとコメントというか、質問があります。

もちろん、現場調査支援のためのレーザ計測とかドローンなどを活用したデジタル化というのはどんどん推進すべきだと思うんですけども、例えば森林GISなどのデジタル化が進行しますと、広大な土地を管理する者が机上での計画や管理となってしまうがちになり、その数字の背景にある現場の状況が見えなくなるというリスクが考えられます。それらの解決策について、最近はやりのChatGPTで聞いてみました。

問いは、「デジタル化が進むと遠隔地からモニタリングできるため、現場に踏み入れることが少なくなり現場の実態に疎遠になることが考えられる。これを避ける良い方法はあるか？」です。この問いに対してChatGPTは、「デジタル化によって遠隔地からモニタリングできるようなことは効率向上やコスト削減から多くの利点をもたらしますが、同時に現場の現地調査や問題の早期発見が難しくなるというリスクもあります。広大な土地を管理する場合、机上の計画だけでなく、現地の状況を把握し、即座に対応できる柔軟性も必要になるでしょう。」という全体的なコメントが返ってきました。

加えて、問題解決に対する具体的な提案が七つほどあったんですけども、今のAIはなかなかかゆいところまで手が届かなく、参考になるのは三つぐらいしかありませんでした。例えばその一つが定期的な現地調査とトレーニングであるとか、あと地元スタッフの配置、さらに危機管理プランの策定とか、そういったものが一応参考になるかなというふうに思いました。

地元スタッフというのは、職員と現場を結び付ける重要な連携要員だと思います。この点、国有林には防災ボランティアさんがおられるので、その方達経由で現場を把握できると思います。要員が4,700人ぐらいしかいなく、現場に行く機会は少なくなっているとは思いますが、何とか定期的に現地調査を行う機会をなるべく見つけて、若手技術者の方にオン・ザ・ジョブ・トレーニングをしていただきたいなと思いました。

それで、ChatGPTはまだまだと思ったのですが、いろいろと考えてみると、AIの活用というのは今後、かなり重要になってくるんじゃないかなと思いました。ここには書かれていないんですけども、林野庁には多数のベテラン職員がいますし、既に退職された方もたくさんいます。そういった方の知識とか経験をAIに組み込んで、若手技術者の支援に資するということができないのかなというふうに思いました。

例えば、この資料にはセンサーやツールとしてのデジタル技術の利用が書かれているんですけども、それを一歩踏み込んで、意思決定の支援システムにより、業務の効率化を深く進化させることができないかと考えました。つまり、デジタルデータをベースとしたAIの活用ま

で踏み込んでどうかというふうに思った次第です。ただし、これは5年後に考えてもいいかなとも。今は助走段階、準備段階としてもいいのかなと思いました。

例えば、資料1-3の16ページの事例なんですけれども、これはウェアラブルカメラを使って遠隔地から中間検査とか出来高検査をしていると思われます。この場合、技術者が直接カメラを通して自分で判断していると思われますが、ここに例えば、先ほど言いましたようにベテラン職員の知識とか今までの経験とか、特に失敗例なんかを組み込んだAIによる支援システムなどを組み込むと、より高度で効率的な業務の遂行につながるんじゃないかなと思いました。今回の計画ではまだ難しいかもしれませんが、将来にわたってそういった業務の効率化を、人員も少ないながら広大な面積を管理しなきゃいけない国有林としては、AI技術なども積極的に取り入れることができないかなと思いました。

以上です。長くなってすみません。

○土屋会長 ありがとうございます。実は私の方の管理が悪くて、大体シナリオ的に言うと、もう時間が尽きてしまうところなんですけど、まだ御発言いただいていない方がいらっしゃると思うので、ありましたら手を挙げていただいて御発言いただいて、まとめて事務局の方からお答えいただくというふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、玉置委員と出島委員、まずはお願いします。

○玉置委員 18ページです。何回読んでもちょっと引っ掛かるので教えていただきたいんです。ちょっとひねた考え方もかもしれませんが。

○土屋会長 1-1ですね。

○玉置委員 資料1-1の18ページです。「国産材の需要拡大や」から「システム販売」まで一つの文章になっています。集成材工場や合板工場が効率的にやることでのシステム販売というのは分かります。国産材を使うという合意が取れているということでの理解をしたつもりです。ただ、地域ごとの問題を抱えながらの製材業者もJAS材工場の認定を取ろうとしている製材業者も、「優良な国産材の拡大」を目指しているわけで、全て「国産材需要拡大やシステム販売」としてしまうのは誤解を生むのではというのは考えすぎでしょうか。

○土屋会長 ありがとうございます。続けさせていただいて申し訳ないんですけども、出島委員お願いします。

○出島委員 ありがとうございます。生物多様性関連のところですけども、まず8ページの治山のところもEco-DRR、グリーンインフラ、生物多様性保全に努めるというような言葉を入れていただいてよかったなというふうに思っております。

また、11ページの30by30、OECM等、国家戦略対応というところについても一通り方向性としては入れていただいたかなというふうに感じております。

今後、林業をしながら生物多様性を保全するというのがやはり大事だなというふうに思っています。適切に対応するという方向を書いていただきましたので、今後5年間の中でしっかり議論をしていただいて、できれば検討会等を作るのがいいのではないかと私は思っておりますけれども、そういう形、いずれかの形で進めていただければと思っています。

あと17ページのところにシカを特出しで書いていただいたのも、生物多様性保全上も重要なというふうに思っております。

あともう一点だけは、ドローンの利用というのが促進すべきだと思いますし、必要だというふうに思っておりますけれども、我々の周辺ですと、今猛禽類とのバッティングと申しますか、猛禽類が繁殖期等にドローンを敵対する者として攻撃をすることで、結果的にけがをするのではないかとか、そういう懸念が聞かれます。ただ、どういう時期にどういう飛ばし方をすると危ないのかとか、そういうエビデンスが全くない状況です。

今国有林においては、多分かなりの数を飛ばされていて、どの時期にどの林小班で飛ばしたというデータが基本的にはあるはずだというふうに思いますので、そういう中でももしかしたら当たったという事例があるかもしれないですけれども、たくさん当たっていればもっと問題になっていると思うので、どういう時期に、これぐらい飛ばして余り当たっていないというデータがもし出るのであれば、我々にとっての安心材料になるので、そういうことを目指してデータを出していただくということは、ちょっと本文と関係ないですけれども、先ほどデータの話等ありましたので、有効かなというふうに思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

丸川委員から手が挙がっているということでよろしいですか。

○丸川委員 簡単に申し上げます。

12ページですが、委員の方から「国有林がプライスリーダー」という、大変本質をついたことを言われたと思います。しかし、それもなかなか書きづらかったんじゃないかということで、最後の下の文章の「民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める」といったアナウンスメント効果的な形も含めて書かれてあるのは大変いいんじゃないか、そういう感想でございます。

もう一つは15ページでございますが、これは参考と言うよりはもうちょっと意味のあるというか、パワーのあるページだと思います。参考でもいいんですけれども、これを強く言ってい

ただきたいと思います。トップランナー方式に付いていけるところは付いていくべきだし、さつき斎藤委員がおっしゃったように、付いていけないところをどうするのかといった、その二つの議論をやるためのとても良い資料だというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございました。

中西委員お願いします。

○中西委員 国有林がパイオニアとなって私有林にいろいろな施策を広げてもらいたいと思う中で、特に実施していただきたいことが二つあります。一つは再植林の割合の増加、もう一つが鳥獣被害の対策です。

まず再植林の増加という点ですが、他国で伐採が進んでいく過程で林地面積の減少ということが、環境問題として大きくクローズアップされることがよくあります。やがて我が国もそのような状況に陥らないようにというのが一つです。

もう一つの鳥獣被害対策についてですが、先般、朝のテレビで捕獲したシカが痩せ細ってしまっていることに対し、「こんなかわいそうな」と、獣医師がコメントされているニュースがありました。鳥獣被害対策というのは再植林を進める上でも、非常に大事なことです、やり方については工夫する必要があると思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

多分これで最後になると思いますけれども、秋吉委員どうぞ。

○秋吉委員 すみません、生産性向上や造林の省力化・低コスト化の推進の件なんですけれども、造林の省力化・低コスト化の方には、うちの方も取組でドローン、苗木運搬用のドローンだったり、植付け用の電動ドリル……電動じゃなくて、燃料型の方のドリルの導入とかで、結構成績の方は向上、大分人件費ともに、人件に係る費用も、労力も少なくて済むというところで、結果は大分出てきているんですけども、やはり生産性の向上の方になると、森林作業道の方でうちの方が今までグラップルのみで行っていたところをフェラーバンチャの導入とかで、そこで労力を少なくしようと、安全性を取ってと。それ以外のところはもう全部機械化になっていますので、新たに機械の入替えとかに手を掛けるんですけども、なかなかそちらの方に関しては、機械にしる、燃料にしる、もう最近の価格向上もあって、全然採算が取れないかなという。今後、年間、うち辺りが1万3,000から1万5,000立方生産しているんですけども、

その部分を来年度からもうちょっと上げたいというふうに思っているので、今年度と来年度にもう1台ずつ機械を入替え等、新規導入で考えているところではあるんですけども、そこにも取り掛かれないという、ちょっとどうしようかなという実情もありまして。

やはり立木価格の向上等につながるというのを、どんなふうにすればいいのか、ちょっと行き詰まっているところがありまして、いろいろなところから御意見を聞かせていただきたいなと、そういうところをお伺いしたかったです。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

かなり今そろいましたので、時間の方も実はかなり押しているんですけども、事務局の方から御回答いただけますか。

○橘国有林野部長 時間もありませんので、質問的な部分について答えさせていただきたいと思えます。

松浦委員からあったA Iの利用については、生成A Iの利用について政府全体の動向といたしますか、そういうところもありますので、我々も勉強しながら、どこまで利用していいのかも含めて、そちら政府全体の動向を勘案しながら検討、勉強していきたいというふうに考えております。

玉置委員の方からの御意見でありました18ページの「システム販売」のところの書きぶりの「国産材の需要拡大」というところが引っ掛かっていたと思うんですけども、ここについては「国産材の需要拡大」というのがどこにかかっているかという、「需要拡大に取り組んでいる工場」というふうにかかっています、我々システム販売をどの工場に売るかというときに、何に取り組んでいるかを出していただいて、それを評価・加点するんです。そのときに、国産材の需要拡大に取り組んでいますよと言っている人に点数を多く入れると、そういう意味でのつながりの書きぶりなので、そう読んでいただければ大丈夫かなと思います。

出島委員の方からは鳥類との関係がありましたけれども、ドローンは我々かなり多く使っていますけれども、そのときに今うちの組織の中で使っているマニュアルにおいては、基本的に貴重な野生生物が生息している所では飛行させないというようなことでやっています。ただ、現場の話を聞くと、たまたま聞いたことがあるんですけども、猛禽類かどうかは分かりませんが、ドローンを飛ばしていると、何か好きこのんで寄ってきているのか敵だと思って寄ってきているのかは分かりませんが、衝突というか、むしろドローンの故障といいますか、ドローンの墜落の被害が我々の方にありまして、それでどのぐらい被害があるかが分かります、

逆に。ですから、その辺のデータの的なものをもしかしたらお持ちの知見と共有していけば進む
かもしれませんので、またそこは後ほど別途お話しさせていただければと思います。

あとは質問的な部分で言うと、秋吉委員の方から立木価格の向上と生産性向上の関係につい
ての御質問的なものがあったと思いますけれども、その点については国有林の方で先ほどスター
トのときに議論したときにお話しさせていただきましたが、国有林独自に個別の事業体さんの
協力を得ながら、データも頂きながら取り組んでいる実績がありますので、その辺の実績につ
いてもまとまっているところ、お話しさせていただきながら、御参考になるお話ができればい
いなと思いますので、これも別途対応させていただければと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。まだ御発言いただけていない方が私のチェックだと、
あとお二人ぐらいいらっしゃるんですが、ちょっと時間がかなり押しておりますので、御勘弁
ください。次の機会には是非御発言を頂けるようお願いいたします。

どうもありがとうございました。特に修正という意味ではなかったと思いますので、これか
ら林野庁の方で、先ほど御説明がありましたけれども、本案についてパブリックコメントを実
施していただくこととなります。その結果を踏まえて、次回の12月の本審議会の方で最終的に、
諮問・答申というところに行くと思います。そのときに、先ほど経営企画課長の方からありま
したように、国有林の債務返済計画についてどこまで出していただけるかは、ちょっと現時点
でよく分からないんですけれども、何らかの開示での御説明を頂けるというふうに理解してお
りますので、それについてもまたそこで御検討いただくことになるかと思います。

それでは、次の議事に入らせていただきます。国有林の基本計画については、どうもありが
とうございました。

議事の（２）のその他です。私の方の差配が悪くて、かなり時間が押してしまっているん
ですが、まず「木材利用促進月間における普及啓発について」、それから２としての「花粉症対
策初期集中対応パッケージ」について、この２件まとめて事務局の方から御説明をしていただ
いて、それから質疑を行いたいと思っております。

まずは、三上木材利用課長の方からお願いいたします。

○三上木材利用課長 木材利用課長の三上でございます。資料２を御覧ください。

「都市の木造化推進法」に基づく「木材利用促進月間」である10月において、主務省である
農水省、総務省、文科省、経産省、国交省、環境省のほか、地方公共団体や企業・団体と連携
し、木材利用促進に向けた国民運動を展開しておりますので、資料に基づきまして主なものを

御報告いたします。

主務省間で連携するものとしたしましては、プレスリリースを他の5省庁と行ったほか、今月24日に「木づかいシンポジウム2023」を開催予定であり、5省から後援等を頂く予定でございます。

関係団体・企業との連携に関してですけれども、株式会社風土社のネットワークである「地域主義工務店」の会の会員工務店の皆様により、今月から来月にかけて全国26か所で40回の木育イベントが開催されます。それが「森のとびら」というところです。

次の木づかいセミナーについてですが、活木活木（いきいき）森ネットワークにより11日に開催されてございます。

14日には、日本ウッドデザイン協会が「教育施設における木材利用」をテーマにシンポジウムを開催してございます。

また、28日には日本ウッドデザイン協会と伊佐ホームズが連携をして、西武鉄道、東武鉄道が協賛、長谷川町子美術館やフジテレビが特別協力となる植林と製材所の見学を併せたイベントが秩父で開催を予定しております。

地方公共団体におきましては、御覧のとおり、木材利用に関するイベントが125件、木育・木工の教室等の開催が131件、現時点で把握できている取組でございます。

表彰関係でございますけれども、木材利用推進中央協議会が主催する「木材利用優良施設等コンクール」の表彰式が10月30日に木材会館で開催予定です。

また、日本ウッドデザイン協会が主催するウッドデザイン賞2023につきましては、今月5日に受賞者の発表も行われており、来月9日には上位賞が発表の予定となっております。

それから、農水省独自の取組といたしましては、本日御来庁の際に庁舎の壁面の懸垂幕、あるいはのぼりにお気付きかもしれません。また、その他、情報誌「林野」での情報発信を行っております。また、今月中には政府広報オンラインとBUZZ MAFFでの発信を予定しているところでございます。

こうした取組を通じまして、国民各層に向けて木材利用の促進に向けた発信を積極的に行っていくこととしております。

報告は以上です。

○福田森林利用課長 続きまして、森林利用課長、福田の方から「花粉症対策初期集中対応パッケージ」について御紹介をいたします。資料の3-1を御覧ください。

花粉症対策につきましては、本年5月に開催されました第2回の花粉症に関する関係閣僚会

議で「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、「発生源対策」、「飛散対策」、「発症・曝露対策」を三本柱といたしまして、花粉症の解決に向けた道筋が示されました。この全体像につきましては、7月の林政審議会で御説明をいたしました。

先週10月11日に開催されました第3回の閣僚会議では、来年の花粉の飛散時期が近付く中、初期の段階から集中的に実施すべき取組といたしまして「初期集中対応パッケージ」が取りまとめられたところでございます。

パッケージの内容は、全体像で示された項目のうち、早期から対応すべき事項を抽出したものととなっております。

資料3-2が農林水産省における取組を抜き出したものになっておりますので、こちらで御説明したいと思います。

林野庁関連の取組といたしましては、1の発生源対策といたしまして、本年度中に「スギ人工林伐採重点区域」を設定して、スギ人工林の伐採・植替えの加速化を進めることとしております。この重点区域は、人口の多い都市部から一定の距離内にあるまとまったスギ人工林のある区域とする予定でございます。具体的な基準については、現在検討中でございます。

このほか、住宅分野における輸入材からスギ材への転換促進などによるスギ材需要の拡大、苗木生産施設の整備支援などによる花粉の少ない苗木の生産拡大、高性能林業機械の整備支援などによる林業の生産性向上及び労働力の確保に取り組むことといたしております。

また、2の飛散対策につきましては、スギ雄花花芽調査の情報詳細化、森林資源情報の高度化、データ公開に取り組むとともに、飛散防止剤の実証実験、環境影響調査を行うことといたしております。

閣僚会議当日の最後には、岸田総理の方から、今回取りまとめたパッケージは今月中にも策定される経済対策に織り込みまして、必要な予算を確保して着実に実行するようという指示がございました。

なお、閣僚会議に先立つ10月7日には、岸田総理が茨城県のエコファクトリーを視察しております。資料の3-3を御覧ください。

現地では、スギ林の伐採現場におきまして、美和木材協同組合によるスギ立木の伐採作業や高性能林業機械による造材作業を見学していただくとともに、宮の郷木材事業協同組合の大規模製材工場も見学していただきました。製材工場の写真は裏になります。

現役の総理大臣が林業の現場を視察するのは、平成27年に当時の安倍総理が和歌山県を訪問して以来のこととなります。

私からの説明は以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。今、福田森林利用課長の御指名するのを忘れまして、ごめんなさい。

それでは、今の二つ、木材利用促進月間について、それから花粉症に関するパッケージ、それについて御質問、御意見等がありましたら、どちらについてなのかを初めに言っていただいて、御質問、御意見を願います。いかがでしょうか。

飯塚委員。

○飯塚委員 まず、花粉症対策の方なんですけれども、資料3-2の「スギ人工林伐採重点区域」というのは民有林における指定になりますでしょうか。

次に、民有林については全国森林計画の中で、奥地で再造林が不適な所は植替えをしていこうというお話があったかと思えますけれども、それとの整合性ですとか関連性というのをどのようにお考えなのか、お伺いできればと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

時間の関係で、ほかにもありましたらまとめてお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

どうぞ土川委員。

○土川委員 私もこの花粉症対策の方で1点だけお尋ねします。

この中の(4)番の「林業の生産性向上及び労働力の確保」のポツの一番最後でありますけれども、この「外国人材の受入れ拡大」というのは、何か具体的な数値目標というようなものがあるのかどうかということであります。

以上です。

○土屋会長 ほかはいかがですか。よろしいですか。そうしましたら、お答えいただければと思います。

○福田森林利用課長 ありがとうございます。伐採重点区域については、基本的に民有林の方で設定をいたしまして、国有林は国有林の方で準じた取扱いをするということかと思えます。

すみません、2点目の質問がちょっと聞き逃してしまったんですけれども。

○飯塚委員 ちょっとざっくりした言い方になりますけれども、奥地で手が付けられないような人工林は天然更新に任せようというような大きな方針が全国森林計画の中であったかと思うんですけれども、それとの整合性といいますか、すり合わせ。重点区域というのは人口の多い都市部周辺で区切るの、奥地の方で手を付けない所とはかぶらなくなるような、そういったイメージになるんですか。それとも、かぶる可能性もあるんですか。例えば、人口の多い都市

部周辺ですごく施業のしにくい、林業を進めるには効率の悪い山も東京でしたらたくさんあると思うんですけども、そういった所はどのような扱われ方になるのかなというところが確認したかった点です。

○福田森林利用課長 重点区域で重点的に伐採・植替えを実施するので、奥山の方はできなくなるのではないかという、そういう御理解ですか。

○飯塚委員 要するに、再生林を進めるべき所と進めない所をゾーニングしていきましようという大きな方針がベースであったかと思います。その上で、この花粉症対策がお話が入ってきたところで、その整合性だとかすり合わせをどのようにお考え——こっちが優先されちゃうものなのかとか、その辺りです。

○福田森林利用課長 伐採・植替えの重点区域ということですが、全てをスギで植え替えるということではなくて、天然更新、広葉樹を植えるという所もございますので、大枠としての方針は変わらず、その中で重点的に伐採を進めるべき箇所はスピードアップを図っていくということになるかと思います。

○渡邊経営課長 外国人材の受入れに関しまして、土川委員の御質問にお答えしたいと思います。

外国人材の受入れに関しましては、今現在では具体的な数値目標というのは定めておりませんで、まだ制度導入の検討を進めているという状態でございます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

もしもあれば、あと一つぐらい。もうちょっと時間が過ぎておりますので、よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、以上で一応今日検討することにしていただいていたものについては全て終わることになりました。15分ぐらい遅れまして申し訳ございませんでした。

それでは最後に、恒例の青山林野庁長官の方からのコメントを頂いて終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○青山林野庁長官 本日も各委員の皆様方から多方面にわたる御意見を頂きまして、ありがとうございました。特に私も今後力を入れなくちゃいけないなと思いましたが、飯塚委員、立花委員、それから秋吉委員からお話ございました立木価格が上がらないということに関して、どういう視点から考えているんだろうかという御指摘だというふうを受け止めました。全ての問題は山元の立木価格が上がらないということがいろいろなものの根源になっておりますので、

そういう意味では私どもの国有林の運営の際にどのようなことをしていくと、それが解決につながっていくか、また需要の拡大はしっかりとやっていかなくちゃいけないと思っておりますけれども、そういった点、今後の行政の中の一番重要な課題として我々も取り組んでいきたいと思っております。

また、飯塚委員からございました花粉症の話なんですけれども、5万ヘクタール、毎年スギ林を伐採しているわけなんですけれども、10年後に7万ヘクタールにすると。花粉発生源となるスギ人工林を2割減らすということは、我々にとってみると大変なことなんですけれども、花粉症を患っている皆さんにとってみると、たった2割かという話を頂きますので、そういう意味では都市の人口が多い所周辺に効果が上がるようにということで重点区域を設定するという考えでございますので、林業の効率的な視点とはまた別の視点が入ってきております。そういう意味で整合は取っていくんですけれども、そういう視点での重点区域の設定でございますので、御理解を頂きたいと思っております。

今日もどうもありがとうございました。

○土屋会長 どうもありがとうございました。立木価格をどうやって上げていくかという問題については、かなり集中的に議論をしていただいて、今青山長官の方からもそれについて真摯な回答があったというふうに感じております。この辺のところ、これからも詰めていけたらいいなというふうには思っております。そう簡単には解決するわけではないと思うんですけれども。

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の林政審議会の議事を終了させていただきます。

委員の皆様には長時間にわたり、今日は比較的短かったんですけれども、熱心な御審議を頂き、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局の方にお返しします。

○望月林政課長 土屋会長、ありがとうございました。

次回の林政審議会は12月21日木曜日の15時から開催したいと考えておりますので、御出席のほど、よろしく願いいたします。

以上をもちまして本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

午後5時13分 閉会